

林業に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林施業の集約化を図り、間伐及び路網整備等を計画的に推進するため、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、平成29年度以降も継続し、必要な財政措置を講じること。

さらに、木材の生産・供給、木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

2. 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

3. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。

4. 病虫害防除対策に係る財政措置を拡充すること。

5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に係る支援など諸施策の充実を図ること。

また、木質バイオマスのエネルギー利用の推進・普及に係る財政措置を充実するとともに、原料となる未利用間伐材等の利用を促進するため、収集・運搬の効率化を推進すること。

6. 林地台帳の整備については、地域によって、地籍調査の進捗や保有している情報、森林GISの整備状況が異なることから、地域の実情を踏まえ、都市自治体があまねく整備できるよう万全の支援を講じること。

7. 水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採等について、水循環基本計画等に基づき適切な対策を講じること。

8. 大規模自然災害の被災地における倒木被害については、被害木の伐採・搬出及び再造林を実施できるよう森林所有者を支援すること。